

下記の者に関する書類は、通常の方法では送達不能ですので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、書類は市長が保管し、名宛人又はその関係者から申出があればいつでも交付します。

令和8年10月9日

前橋市長 小 川 晶

記

公示送達を受ける者

NO	氏 名	送達書類
1	吉澤 稔子	1. 後期高齢者医療保険料額決定通知書 2. 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
2	神谷 恒子	1. 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 2. 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収額変更・中止通知書